

【質疑応答要旨】

Q1.

原発に依る放射線の影響について、各国の規制や検査措置は科学的根拠があるように感じるが、もしそうであるのならWTOのSPS委員会に訴えても有効ではないと思うがどうか。

山下：

例えば九州の農産物に対して輸入を禁止するといった行為は、WTOに持ち込めば明らかに科学的根拠のないSPS措置として撤廃等の是正が勧告されると考えて良い。一方、では例えば福島農産物について、日本の規制値をクリアしたものが、他国の規制値をクリアしていないので輸入を認められないときにどうするかというと、確かにそこには難しい問題がある。SPS協定に謳われている原則として科学的な証拠がなければSPS措置を維持できないということがあるが、各国は独自に適切な保護の水準を定め、科学的なリスクアセスメントに基づき独自のSPS措置をとる主権的な権利が認められているからである。他方で、SPS協定は貿易促進の観点から国際基準に合致していればWTOに適合していると推定するハーモナイゼーションを規定している。その場合、国際基準を作成するコーデックス委員会の場で、今のコーデックスの放射線基準値はチェルノブイリ事故後に作ったものなので、果たしてその基準のままで良いのかどうか、そういうことも議論しながら、日本の農産物の輸出可能性を追求すべきであろうと考える。一方で、明らかに不必要な規制、明らかにSPS協定に違反していると思われる規制もあるので、しばらくして各国が冷静な対応ができるようになってから、二国間、SPS委員会等で、問題の解決を図る努力を行うべきだと思う。

Q2.

今の中山間地域の状況、そして将来の展望について考えを教えてください。

山下：

中山間地域の直接支払いというのは、自分が農林水産省の地域振興課長だった2000年度に導入した。中山間地域の農業は傾斜地で行っており、各区画が小さいのでどうしてもコスト高になる。よって、そのコスト高になっている分に対して直接支払いを行うという制度を導入した。WTOでもこのような直接支払いは削減対象外の緑の補助金とされている。EUは1975年からこうした条件不利地域への直接支払いを導入している。更に1985年からは環境にやさしい農業を行っているところへ直接支払いをし、1993年に農産物の価格を下げてその補填の為の本格的な直接支払いを導入した。EUの農家は、要件を満たせば、この3つの直接支払いを同時に受けられる。一方、日本では環境直接支払いは一定の事業を行っている地域でしか認められていない。また、2000年に導入した中山間地域の直接支払いの単価が、コスト差が更に開いているはずにも関わらず、その時点で据え置かれている。よって、もう一度コスト差を計算し直して、全農地の4割くらいある中山間地域の直接支払いを拡充すべきだと思う。

Q3.

本日の講演でスキップした民主党の戸別補償制度及び農協の問題について説明をお願いしたい。

山下：

EUは先ず農産物の価格を下げて、下げた分を所得補償として直接支払いを行った。一方、民主党の今の戸別所得補償政策は、減反を止めずに減反の補助金はそのままにして、高い米価を維持して、その上に戸別所得補償政策の直接支払いを加えている。つまり農家にとっては実質手取り価格が上がったことになる。このため、貸していた農地を貸しはがして、自ら農業を再度やり始めた人も出てきた。つまりこの政策は、個々の農業の規模拡大どころか、規模縮小に繋がるような政策になっており、コストは下がる方向に向かわなくなってしまった。一方、米価はこの十年程で三割くらい下がっており、それは今後も更に徐々に下がり続けるだろう。そうするとコストと市場価格の差を補てんするという戸別補償政策の単価は益々上がっていき、いずれはこの政策は持続可能ではなくなると思う。とすると財政的に見てその対応として対象農家を絞ると言う政策に移行せざるをえなくなると思う。問題の多い政策だが、価格低下分は戸別補償制度で賄うという政策なので、農家が米価の高値維持に固執する理由はないが、農協にとっては価格が下がるので販売手数料が縮小してくる。この政策は農家と農協の間に打ち込められた楔だと言えるかもしれない。これは明らかに民主党の小沢氏らが意図した農協弱体化政策と言える。

農協だが、銀行業務も、生保も損保も出来るという非常に稀な存在である。また、その地域の住民であれば誰でも准組合員になって、農協の施設を利用できるという准組合員制度をもっている。このような特別に認められた権能によって農業以外の分野でめざましく発展してきた。しかも組合の意志決定は一人一票という農協組合原則がある為、農協の総意としては担い手を育成するという構造改革に反対することになる。そして米価を維持することで兼業農家を維持し、それが兼業収入や農地転用利益を農協に預金するなどして、JAは今まで経営的にも政治的にも発展してきた。それでは、この農協をどうするかという事だが、昨年自分が規制改革のメンバーになって、新規農協の設立が可能になるように農協法が改正されることになっているが、その活用が有効であると考えている。今までは県の農協と協議し、承認されないと新規農協は作れないという制度があったが、この制度を止める閣議決定が昨年なされ、今国会で農林水産省は同法案を出すはずである。この法案が通れば従来のJAの独占は揺らいでいくと思う。また、将来的には今のJAは地域協同組合として再編成して、保険や銀行業務はその地域の協同組合として残し、あとの農業部分は農家が自主的に設立する専門農協が担当するようにすべきだと思っている。つまり、現行の農協法を改正して地域協同組合法と農業協同組合法を作ることにより、今のJAの基本的な部分である共済事業やJAバンクの機能は温存できるし、専門農家中心の本来の農協が設立出来る。私が新規農協を設立しようと提案したのは専門農家主体の農協を作ることによって、JAの農業部分をこれに移行できないかという趣旨である。農協法を抜本的に見直すことができれば、制度的にも担保できる。これでJAを大きく傷つけることなく農業改革にフレンドリーな存在に変えることができると考える。詳しくは、昨日出版された「農協の陰謀」という私の本を読んでもらえば幸いである。

Q4.

農業従事者の高齢化という問題がある。その対応として、また今後の農業の担い手について考えを聞かせて欲しい。

山下：

一般に人が事業を始める場合には、借金して資金を集めるか、或いは会社を作って、親戚や友人から出資してもらって事業に参入する（一人10万円ずつで100人に出資してもらえれば1,000万円集められる。）という方法がある。しかし、借金をして参入して失敗すると当然借金は残る。一方、出資してもらって会社を作って参入する場合は、失敗しても出資者が保持する株券が紙屑になるだけで、事業参入した本人に借金が残るという事はない。つまり、後者の場合はリスクを負わない形で、大きなリスクを抱える農業に参入することが出来る。しかしながら、現行法では出資した人も株式会社の農業を行うとか生産物を販売するという場合でなければ農地取得を認めておらず、普通の人から東京の友人から出資してもらって会社を作り農業に参入することはできないというのが現状である。そうすると、大きなリスクを抱える農業という産業に参入するにも関わらず、借金をして参入する道しか今の農地政策は認めていない。この現実はどうみてもおかしいので、昨年の規制改革で変革を唱えたが、結局取り上げてもらえなかった。農業関係者はトヨタやパナソニックが農業産業に参入してきたら飲み込まれてしまい大変だと騒いでいるが、ベンチャー的な株式会社ならそのような問題もないはずである。例えば、資本金5千万円以下の企業で、尚且つ大資本との提携関係がない等の条件を付けて、ベンチャー企業の参入を認めるべきではないか。そして、こうゆうことによって、次世代の農業の担い手も生まれてくると考える。今の農業界は担い手がいなくて大騒ぎしときながら、一方で担い手が参入するのを妨害しているような状況だ。このように政策を転換することによって、担い手が生まれてくると思われる。

Q5.

今後農業就業者が増えるということが有り得るのか。つまり、失業者の受け皿としての産業に発展する可能性について、考えを聞かせて欲しい。

山下：

基本的に現在の農業の体制を維持したままでは、ほとんど失業者の受け皿としての見込みはない。GDPを農業就業者人口で割ると15万/月くらいの値にしかならない。つまり今の農業産業のパイのままで更に様々な人が参入してもワークしない。よって、先ず行うべきことの一つは全体のパイを広げるということ。現状の8兆5,000億の規模ではなく、もっとパイを広げることを考えるべきである。もう一つは、農業産業に参入したい、農業をやりたいという人を阻害する要因を排除することである。例えば農業をやりたいくてもどこに行っても、誰に訊ねたら良いのかもわからない、農地が見つからない、派遣みたいな形で働けるのかも全く分からない。こういう状況に対して、透明性を上げて、需要と供給を仲介するようなシステムを作れば、相当農業の新規参入も可能になるし、逆にそうしたことなしに農業の発展はないと思われる。

Q6.

農業技術の輸出の可能性、及び農業の 6 次産業化をどのように推進したらよいのか、考えを聞かせて欲しい。

山下：

農業技術の輸出については、日本側にも受け入れる側にも特に規制や制約はないと思う。現に相当な日本の方が海外に行って技術指導したり、自分で農地を取得して生産したりしている。輸出を促進するためには、輸出先国の検疫などの非関税障壁を低くする働き掛けも必要になる。海外市場を開拓する為に、各国でどのような不必要な規制があるのか、そういうことを調査する人材を育て、また調査する組織等を作る必要がある。

6 次産業化の話だが、自分の認識としてはこういう事は昔から行っていることで、改めて今 6 次産業の振興というのも変な話のような気がする。しかし、融資とか特別税制などがあるならば、それは積極的に活用していけばいい。一方で、特に農家に対してこのようにすべきだと指導する必要は感じていない。目先の利く農家ならば、その融資とか特別税制を使って、自ら経営を拡大していこうと動くはずだと思う。

Q7.

日本の農業を救うという本日の講演会の論点が、世の中に認められるようになる為には、どのような事がポイントとなると思うか。

山下：

有力な政治家で、自分の主義・主張に共鳴してくれる人は結構いる。只、そういう方々であっても自分の選挙区に帰ると、私の主張をそのまま言う事はできないらしい。なぜならば、正確な情報が各農家まで下りていないという問題があるからである。例えば、都内で開かれた TPP 反対集会に参加したある野菜農家が玉ねぎの関税は 3%にすぎないことすら知らなかったという報道がされている。

実はガット・ウルグアイ交渉も全く同じだった。あの時は関税化すると日本の農業は壊滅するということが言われた。そうした論陣を張っていた立派な農業経済学者も沢山いた。ところが関税化したけど何も問題は生じなかった。当時の内外価格格差をそのまま関税化した訳だから、理屈からして問題が生じる訳がない。これは交渉の文書にもはっきり書かれていた。ところがこうした客観的事実がきちんと各農家の方に伝わって行かなかった。TPP についても、同じように客観的事実をきちんと各農家の方に伝える必要があり、それはメディアの方々の役目でもある。例えば、10 年かけて関税を削減していけばよいのに、TPP に参加すると直ちに関税がなくなると思われている。また、農産物の内外価格差が縮小していることも伝わっていない。

いくら有力な政治家に賛同を得ても、農家、選挙民の認識が異なれば、彼らは選挙区では言いだせない。主業農家レベルの人達でも十分な情報を持っていない。正確な情報を各農家の方に如何に浸透させていくのか、選挙民が変わらなければ、政治家も変わらない。これが一番重要なキーポイントだと思う。

以上